

三 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p> <p>第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、当該行為を行う者（以下この号において「対象行為者」という。）が金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、当該行為に係る同項第十五号イからハまでに掲げる権利（以下この号において「対象権利」という。）を有する者（以下この号において「対象権利者」という。）のため運用を行う権限の全部を委託するものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 出資契約等及び当該投資一任契約において、当該金融商品取引業者等は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十八条第一号若しくは第三号又は第二百二十九条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為に該当するものを除き、個別の取引ごとに全ての対象権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明（②において「取引説明」という。）を行い、当</p>	<p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p> <p>第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利の販売のうち、十法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、当該行為を行う者（以下この号において「対象行為者」という。）が金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、当該行為に係る同項第十五号イからハまでに掲げる権利（以下この号において「対象権利」という。）を有する者（以下この号において「対象権利者」という。）のため運用を行う権限の全部を委託するものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 出資契約等及び当該投資一任契約において、当該金融商品取引業者等は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十八条第一号若しくは第三号又は第二百二十九条第一項第一号若しくは第三号に掲げる行為に該当するものを除き、個別の取引ごとに全ての対象権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明（②において「取引説明」という。）を行い、当</p>

該全ての対象権利者の同意（次に掲げる事項の全ての定めがある場合において行う取引にあつては、(1)の同意を含む。）を得なければ自己、その取締役若しくは執行役又はその運用を行う他の運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。）との間における取引を行うことを内容とした運用（(1)及び(2)において「自己取引等」という。）を行うことができない旨の定めがあること。

(1)・(2) (略)

二〇八 (略)

二〇九 (略)

二一〇 (略)

(特定投資家の範囲)

第二十三条 法第二条第三十一項第四号に規定する内閣府令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一〇八 (略)

九 金融商品取引業者又は法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者である法人

十 (略)

該全ての対象権利者の同意（次に掲げる事項の全ての定めがある場合において行う取引にあつては、(1)の同意を含む。）を得なければ自己、その取締役若しくは執行役又はその運用を行う他の運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。）との間における取引を行うことを内容とした運用（(1)及び(2)において「自己取引等」という。）を行うことができない旨の定めがあること。

(1)・(2) (略)

二〇八 (略)

二〇九 (略)

二一〇 (略)

(特定投資家の範囲)

第二十三条 法第二条第三十一項第四号に規定する内閣府令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一〇八 (略)

九 金融商品取引業者又は法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者である法人

十 (略)